○湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

令和元年11月27日

条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、湖南衛生組合職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等について、必要な事項を定めるものとする。

（正規の勤務時間）

第２条　職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、１週間について38時間45分とする。

（週休日）

第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

（正規の勤務時間の割り振り）

第４条　任命権者は、正規の勤務時間を、暦日を単位として月曜日から金曜日までの５日間に割り振るものとする。

（週休日の振替等）

第５条　任命権者は、職員に第３条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、前条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日に割り振られた勤務時間のうち半日の勤務時間（前条の規定により割り振られた勤務時間の２分の１に相当する勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第６条　任命権者は、１日の勤務時間が６時間を超える場合においては45分以上、８時間を超える場合においては１時間以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

（休日）

第７条　休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。第１号を除き、以下同じ。）は、次のとおりとする。

⑴　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
⑵　１月２日及び同月３日
⑶　12月29日から同月31日までの日

２　前項各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同項の規定にかかわらず、その日は、休日としない。

３　暦日を異にして正規の勤務時間が割り振られている継続勤務に服する場合で、その割り振られている正規の勤務時間の終期の属する日が前２項の規定による休日に当たるときは、前２項の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合においては、その日（第１項第２号及び第３号に規定する日を除く。）に振り替えて、任命権者が別に定めるところにより、前２項の規定により休日とされた日以外の日を休日とする。

（休日の代休日）

第８条　任命権者は、職員に休日において特に勤務することを命ずる場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、第４条又は第５条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。以下「勤務日等」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日等又は当該勤務日等の半日の勤務時間を指定することができる。

２　前項の規定により代休日を指定された職員は、代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（年次休暇）

第９条　年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において20日とする。

２　年次休暇は、１日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは、半日又は１時間を単位として与えることができる。

３　年次休暇は、職員から請求があった場合に与えるものとする。ただし、業務に支障があるときは、任命権者は、他の時期に与えることができる。

（病気休暇）

第10条　任命権者は、職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、90日を限度として病気休暇を与えることができる。

２　病気休暇は、１日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として与えることができる。

（公民権の行使）

第11条　職員は、任命権者の承認を経て、正規の勤務時間中において、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するため必要な時間を利用することができる。

２　任命権者は、業務の都合により、前項に規定する権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、その時限を変更することができる。

（官公署への出頭）

第12条　任命権者は、職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、１日を単位として休暇を承認するものとする。ただし、業務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として承認することができる。

（育児時間）

第13条　任命権者は、生後１年６月に達しない生児を育てる職員に対し、生児を育てるための休暇として、育児時間を承認するものとする。

２　育児時間は、正規の勤務時間中において、１生児（１回の出産で生まれた複数の生児は、１生児とみなす。以下同じ。）について１日２回それぞれ45分間とする。ただし、任命権者の承認を受けた場合には、１日について２回を超えず、かつ、90分を超えない範囲内で１回につき30分以上で45分に15分を単位として増減した時間とすることができる。

３　任命権者は、女性職員から育児時間の承認の申請があったときは、これを拒んではならない。

４　男性職員の育児時間は、その生児の母親が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

⑴　労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により妊娠中又は出産後の休養を与えられ、当該生児を育てることができるとき。

⑵　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）その他の法律により育児休業をし、当該生児を育てることができるとき。

⑶　当該生児を常態として育てることができるとき。

⑷　前３号に定めるもののほか、当該利用しようとする時間において、当該生児を育てることができるとき。

５　第２項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該生児について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあっては、

労働基準法第67条に規定する育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、１日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

６　第２項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及びその配偶者が育児時間を利用するときのその利用方法は、任命権者が別に定める。

（令和７年条例２・一部改正）

（生理日の休暇）

第14条　任命権者は、生理日の勤務が著しく困難な女性職員が休暇を請求したときは、その職員を生理日に勤務させてはならない。

（出生サポート休暇）

第14条の２　任命権者は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において１日を単位として５日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内の休暇を承認するものとする。ただし、業務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として承認することができる。

（令和６年条例２・追加）

（産前産後の休暇）

第15条　任命権者は、妊娠中の女性職員に対し、その産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）以内の休暇を与えることができる。

２　前項の規定にかかわらず、任命権者は、出産が出産予定日後となった場合で妊娠中に８週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）を超えて休養することがやむを得ないと認められるときは、16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）にその超えた日数に相当する日数を加えた期間の引き続く休養として休暇を与えることができる。

（令和７年条例２・一部改正）

（母子保健休暇）

第16条　任命権者は、妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第１項に規定する健康診査を受けるため請求した場合は、妊娠23週までは４週間に１回、妊娠24週から35週までは２週間に１回、妊娠36週から出産までは１週間に１回、産後１年まではその間に１回（医師又は助産師の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）の休暇を承認することができる。

（妊娠中の女性職員の通勤緩和）

第17条　任命権者は、妊娠中の女性職員が請求した場合は、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりに１日について１時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認することができる。

（妊娠症状対応休暇）

第18条　任命権者は、妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のため勤務が困難と認められる場合は、１回の妊娠について、合計10日以内の休暇を承認するものとする。ただし、業務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として承認することができる。

（令和７年条例２・一部改正）

（早期流産休暇）

第18条の２　任命権者は、妊娠初期において流産した女性職員が、安静加療を要するため又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復に係る休養のため、勤務することが困難と認められる場合は、流産した日の翌日から連続する７日以内の休暇を与えることができる。

（令和７年条例２・追加）

（育児参加休暇）

第19条　任命権者は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合で、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、一の年度において１日を単位として５日以内の休暇を承認するものとする。ただし、業務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として承認することができる。

２　前項に規定する休暇は、職員の妻の出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの間において承認するものとする。

（令和７年条例２・一部改正）

（子の看護等休暇）

第20条　任命権者は、12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の３月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の３月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、次に掲げる場合であって、勤務しない

ことが相当であると認められるときは、一の年度において１日を単位として５日（養育する子が複数の場合にあっては、10日）以内の休暇を承認するものとする。ただし、業務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として承認することができる。

⑴　子を看護（負傷し、又は疾病にかかった子の世話を行うことをいう。）するとき。

⑵　子に予防接種又は健康診断を受けさせるとき。

⑶　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業その他これらに準ずるものに伴い子の世話を行うとき。

⑷　子の入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典に参加するとき。

（令和７年条例２・一部改正）

（子育て部分休暇）

第20条の２　任命権者は、職員が、満６歳に達する日後の最初の４月１日から満９歳に達する日以後最初の３月31日までの間にある子を養育するための休暇として１日につき２時間を超えない範囲内で子育て部分休暇を承認するものとする。

２　子育て部分休暇は、１日の勤務時間のうち30分を単位とし、かつ、２時間を超えない範囲内で承認するものとする。ただし、第13条に規定する育児時間、第27条に規定する介護時間又は湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例（令和元年湖南衛生組合条例第３号。以下「育児休業条例」という。）第８条に規定する第１号部分休業若しくは育児休業条例第８条の２に規定する第２号部分休業（以下これらを「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、１日につき２時間から当該育児時間、介護時間又は部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　第25条第３項の規定は、子育て部分休暇について準用する。この場合において、同項中「介護休暇」とあるのは、「子育て部分休暇」と読み替えるものとする。

（令和７年条例２・追加）（令和７年条例４・一部改正）

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第20条の３　任命権者は、育児休業条例第10条の２第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならな

い。

⑴　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

⑵　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

⑶　育児休業条例第10条の２第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（令和７年条例４・追加）

（忌引休暇）

第21条　任命権者は、職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間を限度として、休暇を与えることができる。

２　前項に規定する休暇の日数は、任命権者が承認した日から起算する。

（父母の祭日休暇）

第22条　任命権者は、職員が父母の祭日に祭祀（父母の死亡後15年以内に

行うものに限る。）を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、１日以内の休暇を与えることができる。

（結婚休暇）

第23条　任命権者は、職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、連続する７日以内の休暇を与えることができる。

２　前項に規定する休暇は、結婚の日の５日前から当該結婚の日後２週間を経過する日までの間に与えるものとする。

（災害休暇）

第23条の２　任命権者は、地震、水害、火災その他の災害により職員が勤務しないことが相当と認められる場合は、災害により現住居が滅失し、若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日から連続する７日以内の休暇を与えることができる。

（令和７年条例２・追加）

（妻の出産休暇）

第24条　任命権者は、職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、２日以内の休暇を与えることができる。

２　前項に規定する休暇は、職員の妻が出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までの間に、１日又は１時間を単位とし、分割して与えることができる。

（令和７年条例２・一部改正）

（介護休暇）

第25条　任命権者は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で疾病、負傷又は老齢により日常生活に支障があるもの（各々が２週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）の介護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇を承認するものとする。

２　介護休暇は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する６月の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認する。ただし、連続する６月の期間経過後であっても、更に２回まで通算180日（当該連続する６月の期間内において既に承認した期間を含む。）を限度として承認することができる。

３　介護休暇については、湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和37年湖南衛生組合条例第６号。以下「給与条例」という。）第10条

の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第16条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（短期の介護休暇）

第26条　任命権者は、職員が要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、短期の介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

２　短期の介護休暇は、一の年度において１日を単位として５日（要介護者が複数の場合にあっては、10日）以内で必要と認められる期間を承認するものとする。ただし、業務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として承認することができる。

（介護時間）

第27条　任命権者は、職員が要介護者の介護をするために、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇として、介護時間（正規の勤務時間のうち必要と認められる時間について勤務しないことをいう。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

２　介護時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、当該介護時間取得の初日から連続する３年の期間（当該要介護者に係る介護休暇と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間のうち30分を単位とし、かつ、２時間を超えない範囲内で承認するものとする。ただし、第13条に規定する育児時間、第20条の２に規定する子育て部分休暇又は部分休業を承認されている職員に対する介護時間は、１日につき２時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で承認するものとする。

３　第25条第３項の規定は、介護時間について準用する。この場合において、同項中「介護休暇」とあるのは、「介護時間」と読み替えるものとする。

（令和７年条例２・令和７年条例４・一部改正）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第27条の２　任命権者は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなけ

ればならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（令和７年条例４・追加）

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条の３　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（令和７年条例４・追加）

（夏期休暇）

第28条　任命権者は、夏期（７月１日から９月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に夏期休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあっては、６月１日から10月31日までの期間）をいう。）において、職員が心身の健康の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認めるときの休暇として、５日以内の夏期休暇を承認するものとする。

２　夏期休暇は、１日を単位として承認する。ただし、業務に支障がないと認めるときは、半日を単位として承認することができる。

（令和６年条例２・一部改正）

（ボランティア休暇）

第29条　任命権者は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動（専ら職員の親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるときは、一の年度において５日以内の休暇を承認することができる。

⑴　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動

⑵　障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動

⑶　前２号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

⑷　東京都の区域内で開催される国、地方公共団体等が主催し、共催し、

協賛し、又は後援する国際交流事業における通訳その他外国人を支援する活動

⑸　おおむね15歳以下の児童（以下「児童」という。）の安全を確保するための活動、児童を対象としたスポーツ、野外活動等の指導その他の地域における児童の健全育成を目的とした活動

（時間外勤務及び休日勤務）

第30条　公務のため臨時に必要があるときは、任命権者は、職員に対し、週休日若しくは勤務日等に割り振られた勤務時間以外の時間に勤務することを命じ、又は休日若しくは代休日に勤務を命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第31条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除）

第32条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、週休日又は勤務日等に割り振られた勤務時間以外の時間における勤務（次条において「時間外勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

（令和７年条例２・一部改正）

（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第33条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

（時間外勤務代休時間）

第33条の2　任命権者は、給与条例第11条第2項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、規則で定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2　前項の規定により時間外勤務代休時間を承認された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（令和7年条例2・追加）

（会計年度任用職員に対する特例）

第34条　法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

（委任）

第35条　この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付　則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附　則（令和6年11月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和7年8月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和7年12月1日条例第4号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第20条の３第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

別表（第21条関係）

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	4日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	2日
兄弟姉妹	4日
伯父若しくは叔父又は伯母若しくは叔母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
おい又はめい	2日
従兄弟姉妹	2日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	2日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
伯父若しくは叔父又は伯母若しくは叔母の配偶者又は配偶者の伯父若しくは叔父又は伯母若しくは叔母	1日
おい若しくはめいの配偶者又は配偶者のおい若しくはめい	1日